

墨田区消費者ニュース

令和6年7月発行 第212号

【編集・発行】すみだ消費者センター
(墨田区産業観光部産業振興課産業振興担当)
〒131-0045 墨田区押上二丁目12番7号 TEL03-5608-1516



子どもがオンラインゲームで高額課金！

「スマホを渡したただけなのに・・・」「家庭用ゲーム機でいつの間に・・・」
子どものオンラインゲーム課金トラブルをふせぎましょう！

「無料」と書かれていても
有料アイテムが販売され
ていて、子どもが知らない間に
アイテムを購入していた。



保護者のアカウント
でゲームにログインし
ていた。

保護者のクレジットカードで
オンラインゲームに課金し
遊んでいた。



夏休みなどの長期休暇は、
自宅でスマートフォンやタブ
レットでゲームや動画を長
時間見てしまいがちです！

国民生活センター資料より イラスト：いらすとや

トラブルを防ぐためのポイント

1. オンラインゲームをする際のルールを家族で話し合しましょう
2. 子ども用のアカウントを作り、ペアレンタルコントロール(*)機能を利用しましょう。*保護者が子どものインターネット利用やゲームを適切に管理すること。
3. ゲームの内容や利用明細を確認しましょう

困った時は、すみだ消費者センターへご相談ください。

03 - 5608 - 1773

契約は慎重に！

外国語教室の契約でもクーリング・オフできない場合があります

【相談事例】

費用を掛けずに外国語を学びたいと思いネット検索し、「1レッスン600円～」という外国語教室の広告を見つけた。すぐに、予約サイトから無料体験レッスンを申し込み、約束の日に教室に向かった。しかし、外国人講師による無料体験レッスンは行われず、カウンセラーによる5分間のレベルチェックのあと、レッスンの受講を勧められ、その場で、月2回の個人レッスンの受講契約をしてしまった。初回支払いは2か月分の受講料と事務手数料で約3万円になり、その場でクレジットカードの登録を求められた。毎月11000円の高額な契約を後悔し、翌日、退会の申し出をしたら、利用規約により、さらに翌々月分の受講料を支払わないと退会できないと言われた。一度も授業を受けていないので高額な解約料を支払いたくない。外国語教室の契約なのでクーリング・オフすることはできないか。

【アドバイス】

2か月を超え5万円を超える外国語教室の契約は、特定継続的役務提供契約として、特定商取引法によりクーリング・オフや中途解約ができますが、この事例では、金額が5万円を超えておらず、特定商取引法によるクーリング・オフはできません。

しかし、勧誘に問題がある場合や平均的な損害の額を超える解約料を請求された場合は、消費者契約法による交渉が可能な場合があります。

この事例では、センターがあっせんに入り、レッスンを受けていないのに解約料として請求されている3か月分の受講料は、平均的損害を超えていると指摘し、交渉した結果、事務手数料のみの支払いで解決することができました。

すみだ消費者センター相談室



相談専用

まずは電話でご相談ください

ダイヤル

5608-1773

■相談日・・・月曜日～土曜日(土曜日は電話相談のみ)

(日曜日・祝日・祭日・年末年始はお休みです。)

■相談時間・・・午前9時00分～午後4時30分

■所在地・・・墨田区押上2-12-7 セトル中之郷2階

●東京メトロ半蔵門線・京成押上線・都営浅草線

「押上駅」A3出口徒歩3分

●東武スカイツリーライン「とうきょうスカイツリー駅」東口徒歩7分

